

令和4年 壱岐市議会定例会 3月 会議録 (第6日)

議事日程 (第6号)

令和4年3月23日 午前10時00分開議

日程第1	議案第6号	壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第7号	壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第8号	壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第4	議案第9号	壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第5	議案第10号	壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第11号	壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の廃止について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第12号	壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第13号	壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第14号	市道路線の認定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第15号	令和3年度壱岐市一般会計補正予算(第17号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第11	議案第16号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	議案第17号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第18号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第19号	令和4年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第15	議案第20号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第16	議案第21号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第17	議案第22号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・討論あり・可決
日程第18	議案第23号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第24号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第25号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第26号	令和4年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第27号	損害賠償の額の決定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	同意第1号	壱岐市教育委員会委員の任命について	市長 説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・同意
日程第24	同意第2号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・同意
日程第25	同意第3号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・同意
日程第26	同意第4号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・同意
日程第27	同意第5号	壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について	市長 説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・同意
日程第28	議員派遣の件		原案のとおり決定
追加日程 1	発議第2号	白川博一壱岐市長に対する不信任決議案	提出議員 説明・質疑なし・委員会付託省略・討論あり・否決

本日の会議に付した事件

(議事日程第6号に同じ)

出席議員 (16名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	12番 鵜瀬 和博君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉井 弘二君 事務局次長 山川 正信君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	石尾 正彦君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	西原 辰也君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案5件を受理しております。

日程第1. 議案第6号～日程第2. 議案第27号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、議案第6号から、日程第2.2、議案第27号まで2.2件を一括議題とします。

本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査の結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。市山繁総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。

令和4年3月23日、壱岐市議会議長、豊坂敏文様、総務文教厚生常任委員会委員長、市山繁。委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。記。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

議案第6号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第7号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第8号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第9号壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について、原案可決。

議案第10号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について、原案可決。

議案第11号壱岐市税等の徴収等の特例に関する条例の廃止について、原案可決。

議案第12号壱岐市文化財展示施設条例の一部改正について、原案可決。

議案第13号壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第16号令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第17号令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第20号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第21号令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第22号令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第24号令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計予算、原案可決。

議案第27号損害賠償の額の決定について、原案可決。

委員会意見として、議案第9号壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について、「市長は責任を認め、辞任して市民に信を問うべき」や、「原案では不十分」及び「市長は弁償を済ませ反省しており、減給を認める」とする意見があった。

本委員会としては、自ら先頭に立ち、市民ファーストを貫くという市長の決意を受け止め、本案は可決した。

次に、議案第10号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について、湯本診療所の施設運営については、利用者に十分周知し、計画的に進めること。

議案第12号壱岐市文化財展示条例の一部改正については、壱岐市文化財展示施設の再編に伴い、将来を見据え十分検討すること。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） これから、総務文教厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について、提出者に質疑することはできませんので申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木貴尚産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 皆さん、おはようございます。

令和4年3月23日、壱岐市議会議長、豊坂敏文様、産業建設常任委員会委員長、赤木貴尚。委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

議案第14号市道路線の認定について、原案可決。

議案第18号令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第23号令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第25号令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算、原案可決。

議案第26号令和4年度壱岐市水道事業会計予算、原案可決。

委員会意見、議案第23号令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算について。

過去の一般質問の答弁によると、最後の下水道事業の終了が令和2年度で、その後3年間は法律上、料金の変更ができないため、令和5年度までは現行料金となっている。令和6年4月からの新下水道使用料への移行を検討することであるが、旧4町合併後の地域間格差をなくし下水道使用料金を統一することは、市民負担公平の原則から必要なものであり、速やかに実施されるよう要請する。

議案第26号令和4年度壱岐市水道事業会計予算について。

水道料金の未収金については、特に長期滞納者及び島外転出者の未納を分類するとともに、滞

納者の状況調査を実施するなど回収整理の方策を具体的に策定し、会計の健全化を図ること。また、水道料金の値上げを行う場合には、市民に丁寧に説明すること。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。小金丸益明予算特別委員長。

〔予算特別委員長（小金丸益明君） 登壇〕

○予算特別委員長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

令和4年3月23日、壱岐市議会議長、豊坂敏文様、予算特別委員会委員長、小金丸益明。

委員会審査報告書。本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告いたします。

議案第15号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第17号）、原案可決。

議案第19号令和4年度壱岐市一般会計予算、原案可決。

以上であります。

○議長（豊坂 敏文君） これから、予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（小金丸益明君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第6号壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第8号壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、反対の討論を行います。

労働者の賃金は下がり続けております。日本のGDPの伸びも他の先進国の中で低い状況が続いております。自治体職員の生活を守るために給与の引下げに反対いたします。

自治体の職員の賃金も必ずしも高いものではありません。壱岐における民間との格差は大きい状態になるだけで恵まれているとは言えません。自治体の職員は正規職員が減り、非正規が増えるばかりであります。非正規の職員の給与は低く抑えられ、ワーキングプアと言える状況にもあります。

そんな中で物価が上がり、ガソリン、灯油、電気代等の値上がりが市民生活に多大な影響が起きており、市自治体職員にも生活の影響が出ており深刻であります。若い世代の職員にとっても、子育て、教育費の負担も大きくなっており、給与の削減はコロナ禍の職員の生活を直撃し、苦況に追いやるものであります。自治体職員の消費活動は壱岐の経済を大きく支える一つの大きな力であります。給与削減による消費の落ち込みは壱岐の経済を一層落ち込ませ、冷え込ませることにつながることとなります。誰も喜ぶことになりません。

そして、政府の人勸を理由にした労働者の賃金を抑えるものであり、今回の給与削減に反対するものであります。

以上です。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） これで討論を終わります。

これから、議案第８号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第９号壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について討論を行います。

討論はありませんか。中田議員。

〔議員（１３番 中田 恭一君） 登壇〕

○議員（１３番 中田 恭一君） 私は、この議案に対しまして、反対の立場で意見を申したいと思います。

現在の案では、私は不十分だと思っておりますし、議案質疑の中でも述べましたように１０％の２年間じゃなく、もう少し市長には思い切った判断をしてもらいたかったし、そうでないと市民の皆さんも納得はしていないと思いますので、私は、今の原案には反対の立場で討論させていただきます。

以上です。

〔議員（１３番 中田 恭一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 賛成討論ありませんか。ほかに討論はありませんか。武原議員。

〔議員（３番 武原由里子君） 登壇〕

○議員（３番 武原由里子君） 議案第９号壱岐市長の給与の特例に関する条例の制定について、以下の理由により反対討論をいたします。

民事訴訟で判決が確定し、壱岐市が支払うべき賠償金を、市長は市から求償されました。つまり、市長の判断は間違い、わざとまたは甚だしい不注意があったということ、壱岐市損害賠償等審査会が市長の裁量権の逸脱、乱用を認めたこととなります。

これは、壱岐市自治基本条例第１１条にある「市長の責務、公正かつ誠実に、また総合的に市政を運営するものとする」市長の責務に反しています。

今回、提案されている条例は、市長給与月額８０万円の１割カット、月８万円を任期いっぱい減給するという案です。今回、市長は自身の４つの責任の取り方の一つ、道義的責任として、今回の減給を提案されておりますが、これでは全く不十分と考えます。

今回の判決結果を忘れないため、市長の任期中ずっと1割カットを続けると主張されておりますが、この減額のみでは市民は納得していません。市民に寄り添い、市民の福祉の増進のため、市政を運営するには、まず市民の声をきちんと聞くことが必要です。市民が納得する道義的責任の取り方を再度検討していただきたいと考えます。

以上、多くの市民の声を代弁し、反対討論といたします。

〔議員（3番 武原由里子君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） これから、議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についてから、議案第14号市道路線の認定についてまでの5件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第10号から議案第14号までの5件を一括採決します。この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第10号から議案第14号までの5件は全て可決されました。

次に、議案第15号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第17号）の討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第15号令和3年度壱岐市一般会計補正予算（第17号）に対する反対討論を行います。

反対の第1の理由は、コロナ禍に苦しむ市民生活を支援する予算になっていないことであり、コロナ拡大の中で不安が広がり、高齢者は家に閉じこもるという生活になっております。ガ

ソリン代、灯油代の値上がり、食品の値上がりなど生活を直撃しております。漁業ではさらなる燃油の値上がり、畜産農家では飼料代の値上がりなど、市民生活に大きな影響が出ております。

ひとり親世帯、年金生活の高齢者への影響は多大です。国の令和3年度予算、地方創生臨時交付金が壱岐市に2億8,000万円余交付されております。現在の市民の苦況に応える政策とすることなく、来年度の予算に回されました。また、事業実績による減額するのみで市民の生活に回す予算になっていない冷たい予算と言えます。

反対の2つ目の理由は、市民への支援を削りながら、一部企業への支援につながる事業への多額の予算をつぎ込んでいることです。

その一つの例は、Power-to-Gas 実用化推進事業であります。水素発電を推進する再エネ、省エネと言いながら、一般会計から1,200万円余の予算がつぎ込まれている事態であります。

このような市民生活に目を向けない予算は認められません。誰一人取り残さない市民生活応援生活第一の政治を求めて、反対討論といたします。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第20号令和4年度国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民健康保険の被保険者は年々減少し、世帯数も減少しております。世帯の多くが農業、漁業に従事し、コロナ禍の中で収入が減り、生活が苦況の中にある市民です。高い国保税は市民生活を圧迫しております。市民は高い国保税に苦しんでいます。これ以上の国保税の引き上げをしないための方策が求められております。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、議案第20号って言ってませんか。16号の件ですが。

○議員（4番 山口 欽秀君） すみません、間違えました。申し訳ない。早かったです、すみません。

〔議員（4番 山口 欽秀君 降壇）〕

○議長（豊坂 敏文君） 16号はありませんね。いいですか、はい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和3年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号令和4年度壱岐市一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。19号ですね、山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第19号令和4年度壱岐市一般会計予算に対する反対討論を行います。

反対の第1の理由は、市民生活への支援が少なく、不十分であることです。高齢者が希望する入湯券、鍼灸、あんま券への補助を昨年が続いてカットした例に端的に表れています。高齢者の利用を増やす温泉業者に支援することも考えて予算の増加が必要ではありませんか。

子育て支援は、コロナ禍の中で不況にある若い人たちにとって求められています。保育料の軽減、給食費の負担軽減など、様々な支援が必要と考えますが、昨年どおりで新たな支援策がありません。

補助金のカットが一層進んでいます。補助金のカットは市民の負担を増やし、生活に負担を押しつけてしまいます。市民の活動、消費を狭めていきます。市民の経済、壱岐市の経済を一層冷え込ませる悪循環につながっていくものです。

反対の第2の理由は、主に国の補助金を受けて再エネ、省エネの名で多額の予算をつぎ込む事業や市外の企業への委託事業が多いこととあります。Power to Gas 実用推進事業や洋上風力発電事業などがあります。洋上風力発電導入の事業は昨年と同様、3,000万円を越す予算であります。東京のコンサルタント会社への委託であります。市の説明では、財政負担が発生するものではないと始まった事業が、今年は850万円の壱岐市の負担となっております。

反対の第3の理由は、壱岐市の地場産業である農業・漁業・観光の支援が不十分なことであります。SDGsに関する事業が数多くあります。壱岐なみらい創りプロジェクト、壱岐なみらい研究所、外部専門家招聘事業などの予算が、市民生活の予算を削って事業を進める費用対効果があるのか疑問を持ちます。農業、漁業での輸送費支援事業の補助金の削減は、コロナ禍の支援を実質のみで、支援を拡大していない予算になっております。国の施策を受けて多くが規模を拡大化するための補助金になっており、小規模経営者の経営を続けられるきめ細かな支援が考えるべきであります。

反対の第4の理由は、人口減少に対する支援が不十分であることであります。

壱岐市の人口対策は、緊急で重要な課題であります。その中に中心に据えるべきことは子育て支援であります。安心して子育てできる壱岐にする施策が不十分であります。保護者への経済的支援、子育てと働くことの両立ができる環境づくりの支援が求められております。UIターンの若者、高齢者にとって魅力ある島にすることが求められております。若い人、高齢者が安心して住み続けられる島にするために、希望ある政治への転換を求めて、これからも意見を述べていく

ことを決意して、反対討論といたします。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第１９号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第１９号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２０号令和４年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（４番 山口 欽秀君） 議案第２０号令和４年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民健康保険の被保険者は年々減少し、世帯数も減少しています。世帯の多くが農業、漁業に従事し、コロナ禍の中で収入が減り、生活が苦況の中にある市民です。高い国保税は市民生活を圧迫しています。市民は高い国保税に苦しんでいます。これ以上、国保税の引上げをしないための方策が求められております。

令和４年度から全国県知事会・市長会の要望を受けて、国が未就学児６歳までの均等割の減額措置を４月から実施することになりました。大きな前進面ではあります。しかし、まだ不十分であると考えます。

国保世帯は所得の低い層が多く、被保険者の減少の中で国保税の負担は、世帯の生活を苦しめております。安心して病院にかかれない事態が広がっています。

壱岐市は一般会計から繰入金、基金繰入による運営をしておりますが、現状では、市民の国保税の負担は限界にきていると考えます。生活を削って国保税を納める、医療費負担も重く、受診控えにつながっています。コロナ禍の中で安心して病院にかかれるようにすることが行政の役割であります。

市民の命をしっかりと守る立場に立つこと。これ以上、国保税を適正化の名で市民に押しつけることのないようにすること。国や県に対して国保への負担増を要望していくことを求めて、反対討論といたします。

〔議員（４番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありますか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第21号令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論をいたします。

75歳以上の高齢者は年金生活であります。年金は下げられる、一方で介護保険料、後期高齢者医療保険料は値上がりが続いております。高齢者はガソリン代、灯油代の値上がりの中で厳しい生活を送っております。医療費、介護利用料の負担も大きくなっております。

昨年の介護保険料の引上げに続いて、今年度は後期高齢者医療保険料が、所得割が8.98%から9.03%に引き上げられます。均等割は年2,200円の引上げとなります。そして年4万9,400円となり、合わせて6万4,000円を超える負担になるということです。その上、一定の所得のある後期高齢者は、10月から医療費窓口負担が2割になります。

このような後期高齢者の負担増は、安心して病院にかかることを困難にし、命の危機を増大させるものであります。結果として、保険給付の増大にもつながりかねないものと考えます。

後期高齢者医療保険料の引上げは、年金生活者の苦況を広げるものであり、命の危機をつくり出すものであります。

保険料の引上げに反対します。そして、国・県・市が保険料を引き下げるための財政支援をさらに拡大することを求めます。

以上のことから予算に反対いたします。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

[議員（4番 山口 欽秀君） 登壇]

○議員（4番 山口 欽秀君） 議案第22号令和4年度介護保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

介護保険制度が始まって20年になります。高齢化が進み、介護を必要とする人が増えております。しかし、介護保険料は最初、月2,900円余だったことから、その後どんどん値上げされ、今年度は6,400円を超える保険料になっております。

大きく値上げされた年金から天引きされ、年金生活者の大きな負担となっております。国保税同様に年金生活にとって、限界を超える負担となっております。

保険あって介護なしの時代が広がっています。去年は補足給付の改悪もあり、高齢者はコロナ禍の中で負担が増大し、大変な生活に追い込まれています。これ以上の保険料の引上げをしないための方策が必要であります。コロナ禍の中で、介護サービスの低下をさせない方策、受けたくても受けられない介護の実態をなくし、介護を必要とする人への支援策の拡充が必要であります。誰一人取り残さないための行政の支援が必要であると考えます。

以上のことを求めて反対討論といたします。

[議員（4番 山口 欽秀君） 降壇]

○議長（豊坂 敏文君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第22号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号令和4年度壱岐市下水道事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第23号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和4年度壱岐市水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号損害賠償の額の決定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第23. 同意第1号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第23、同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第1号壱岐市教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

本案は、壱岐市教育委員会委員横山秀敏氏が、本年5月19日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市教育委員会委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、同意第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

日程第24. 同意第2号～日程第27. 同意第5号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第24、同意第2号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、日程第27、同意第5号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任についての4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

[市長（白川 博一君） 登壇]

○市長（白川 博一君） 同意第2号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、説明を申し上げます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員植村茂氏が、本年5月18日をもって任期満了となるので、後任として山口源二氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第3号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員山川英敏氏が、本年5月18日をもって任期満了となるので、後任として松本俊幸氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任するものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

同意第4号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員小畑英治氏が、本年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

同意第5号壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明を申し上げます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規

定により、議会の同意を求めるものでございます。

本案は、壱岐市固定資産評価審査委員会委員後藤満雄氏が、本年5月18日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を壱岐市固定資産評価審査委員会委員に選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、裏面の略歴を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただけますよう、よろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第2号から同意第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号から同意第5号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、同意第2号から同意第5号を一括採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これを同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。よって、同意第2号から同意第5号の4件は同意することに決定いたしました。

日程第28. 議員派遣の件

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第28、議員派遣の件を議題とします。

壱岐市議会会議規則第167条により、タブレットに配信のとおり、関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については決定されました。

ここで、議案配付のためしばらく休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前11時05分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。休憩中に10番、音嶋正吾議員から白川博一壱岐市長に対する不信任決議案が提出されました。

これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認め、よって、白川博一壱岐市長に対する不信任決議案を日程に追加し、追加日程1とします。

追加日程1. 発議第2号

○議長（豊坂 敏文君） 追加日程1、発議第2号白川博一壱岐市長に対する不信任決議案を議題とします。

提出者の説明を求めます。10番、音嶋正吾議員。

〔提出議員（音嶋 正吾君） 登壇〕

○議員（10番 音嶋 正吾君） 発議第2号、令和4年3月23日。壱岐市議会議長、豊坂敏文様。

提出者、壱岐市議会議員、音嶋正吾。賛成者壱岐市議会議員、山口欽秀、同上、武原由里子。

白川博一壱岐市長に対する不信任決議案。

上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

白川博一壱岐市長に対する不信任決議。

本議会は、白川博一壱岐市長を信任しない。

以上決議する。

令和4年3月23日。長崎県壱岐市議会。

決議の理由であります。

白川市長は、平成28年4月の市長選挙において、対立候補を支援した眞弓氏が代表取締役をする株式会社壱岐産業を、壱岐市建設工事の指名基準第3条第1項第5号の「市長が不相当であると認めたときは指名しない」をもって指名回避を行った。その後、眞弓氏から損害賠償請求の民事裁判に訴えられた。

今年1月に、その裁判の判決が下り2月に確定した。判決は、白川市長が指名回避したことは「恣意的に行った」「裁量権の逸脱・濫用であった」「国家賠償法上、違法となる」と下した。白川市長の行った指名回避は、「違法」として賠償金の支払いを命じた。

白川市長は自らの主張が認められなかったことを受け入れ、自らの考え、行為の間違いを深く反省すべきである。しかし、白川市長は、裁判の経過の説明、「4つの責任」を語るが自らの違法行為がどこにあったのかをはっきり語らない。「反省するところは反省する」「真摯に受け止める」などとあいまいに述べるにとどまっている。

そして、控訴しなかったことも、自らの違法行為を認めて反省する立場を表明せず、ただ、「円滑な市政運営を図るため」と言っている。これは市民から選ばれた市長がする公明・正大な態度とは言えない。「恣意的に行った」「裁量権の逸脱・濫用があった」とした市長の違法行為は重大であり、きちんと責任を取らねばならない。

白川市長は、賠償金の支払いで民事的責任を果たしたとし、道義的責任も給与の減額で果たしたとしている。しかし、白川市長は、国家賠償法による賠償金の支払いによって、その責任をすべて果たしたことはないし、その責任の取り方は軽いと言わなければならない。

一般公務員の上に立つ白川市長は、自らの違法行為に対して、一般公務員が受ける懲戒より厳しく自らの懲戒を果たすべきである。それは、一番厳しい免職、つまり、市長の辞任である。

壱岐市政治倫理条例の3条の「信頼に値する倫理性を自覚し、市民に対して自ら進んで、その高潔性を明らかにしなければならない」ことに鑑みても、白川市長は反省と責任の取り方をより厳格にすべきである。

さらに、これまで14年間の白川市政を見ると、市長選挙後の指名回避は、今回が初めてではなく2回目である。市民への福祉・教育費、補助金等の予算を削減する一方で、SDGs関連事業、水素発電の実証実験事業、洋上風力発電事業、東京事務所など、島外への高額予算投下を推し進めている。それらは特定の業者や個人への利益供与とみられる事業の推進・計画となっている。

市職員の休職、早期退職、自殺者を出すなどメンタルヘルスマネジメントの欠如が顕著である。今後も市民との意見交換会、すなわちタウンミーティングを開催しないと明言するなど、市民の声を聞いて市政運営をする姿勢が欠けている。

これらのことから、白川市長は違法行為を行った責任を重く受け止め、自ら厳しく処する決断をすべきである。また、市民に対して、市政運営への信頼を大きく失う行為を続けてきたこと、営々と築き上げてきた壱岐の先達の誇りを傷つけたことへの深い反省をすべきである。よって、白川市長を不信任とする。

以上であります。

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

〔提出議員（音嶋 正吾君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） お諮りします。本案については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、本案については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。山口議員。

〔議員（4番 山口 欽秀君） 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 発議第2号白川博一壱岐市長に対する不信任決議に賛成の討論を行います。

ここに今極めて残念な思いで、私は立っております。今後、壱岐市政が明るい方向に、そして、市民が一体となって進むことを期待して、賛成の討論を始めたいと思います。

白川市長が行った市の指名基準による「市長は不相当であると認めるとき指名しない」をもって株式会社壱岐産業を指名回避したことが恣意的である、裁量権の逸脱・濫用であると裁判所は違法の判決を下しました。

白川市長の主張は認められず、違法行為だと判決が下ったわけであります。このときになって、違法行為をしたことを白川市長は、はっきりと認めなければなりません。しかし、明快な反省の言葉がありません。厳しくしっかりと反省すべきであります。

国家賠償法上の賠償金の支払いは当然であります。しかし、それをもって責任を果たしたとは言えません。白川市長は、一般公務員の上に立つ立場であり、自らに厳しく処する立場にあります。しかし、一般公務員の懲戒で免職、停職、そして、3番目の減給、この減給を今回10%の減給する条例で責任を取るとしているのは、責任を軽く見る行為であります。市長は、辞任によって責任を取るべきであります。

隣の対馬市の職員が、6,000万円を横領した事件が最近ありました。その懲戒処分は、本人は免職です。6,000万円の弁済は求められます。監督責任は、部長、課長2人が10%、6か月の減給処分でした。そして、対馬市長は20%、副市長は15%給与削減6か月でなっております。

今回の白川市長の違法行為の責任は、極めて重いと言わなければなりません。しかし、市長の職責にあった責任を取ろうとしない姿は、壱岐市政倫理条例に反する高潔性に欠けるものと言わなければなりません。

白川市長は、判決を受け違法行為を認めて、反省をしっかりと口にすべきであります。あいまいに済ますことは誠実な態度とは言えません。

今回、市長の指名回避は2回目であります。これまでの市内の業者の中で、重大な萎縮を広げたこと、自由で公正な選挙を歪めてきたことへの反省も必要であります。

また、市政運営への市民の信頼を大きく失い、市民の中で確執と分断を広げてきた責任も重いものがあります。

自治基本条例にあるように、市長は市民の負託に応え、市民の代表者として公正かつ誠実に市政運営をするとしてあります。にもかかわらず、この事態を起こした責任は重大と言えます。

新聞やテレビに報じられた今回の民事裁判の事件と、その後の経過は壱岐市民にとってとどまらず、全国の壱岐出身者の心に深い、暗い思いを広げています。壱岐の先達の誇りを傷つけたことは重いと言わなければなりません。

そして、白川市長の今回の責任の取り方が、長く裁判の判例の如く、長く世に残ることを考えるとき、一層壱岐市民の誇りが傷ついてしまいます。

これらのことから、白川市長が自らを厳しく処する決断がない以上、白川市長に対して不信任を言わなければなりません。よって、白川博一壱岐市長に対する不信任決議に賛成をいたします。

[議員(4番 山口 欽秀君) 降壇]

○議長(豊坂 敏文君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 討論なしと認め、これで討論終わります。

これから、発議第2号白川博一壱岐市長に対する不信任決議案を採決します。

この採決は起立によって行います。

市長に対する不信任議決については、地方自治法第178条の規定によって、議員数の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要といたします。

本日の出席議員は16名であり、議員数の3分の2以上です。なお、その4分の3は12人です。

本決議案のとおり、決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長(豊坂 敏文君) 4名ですね。

ただいまの起立者は4分の3に達しておりません。したがって、白川博一壱岐市長に対する不信任決議案は、否決されました。

以上で、予定されました議事は終了しましたが、この際、お諮りをします。3月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

ここで、白川市長から挨拶の申出がっておりますので、これを許します。

白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和4年壱岐市議会定例会3月会議の閉会に当たり御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、3月4日から本日まで20日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして、慎重な御審議、また様々な御意見御助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。

賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、このたびの損害賠償請求民事訴訟について、本3月会議において市長給与の減額に係る議案を提出させていただき、本日、議決をいただきました。このことにつきまして、議案質疑及び一般質問等の中で、大変厳しい御意見を頂いたところであり、そのことを自戒しながら、残りの任期を全うしてまいり所存でございます。

新型コロナウイルス感染症については、まん延防止等重点措置が解除となりましたが、これから年度末、年度始めを迎え、人の動きが活発となることが予測されます。市民皆様には、島外との往来の際は、十分御注意いただき、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、ワクチン接種につきましては、希望される方が早期に接種できるよう、順次接種券を発送しておりますので、接種券が届きましたら一日でも早く接種をお願いいたします。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内経済の活性化を図るため、これまで各種経済対策事業等を実施してまいりましたが、移動の自粛要請等により、甚大な影響を受けている市内宿泊事業者及び関連事業者支援として、第3弾となる島民限定宿泊キャンペーンを県の「ふるさとで“心呼吸”の旅」キャンペーンの再開に合わせた3月14日から4月28日までの期間で実施しております。県内観光キャンペーンとの併用で、よりお得に御利用いただけることになり、さらなる経済効果を期待しております。

市民皆様には市内経済活性化のため、ぜひ御利用いただきますようお願いいたします。

次に、昨年11月、長崎県中学校軟式野球競技新人戦大会で優勝した郷ノ浦中学校野球部が3月19日から20日にかけて、熊本市の水前寺野球場を主会場として開催された第19回九州中学生選抜軟式野球大会に本県代表として出場し、見事、優勝の栄冠を勝ち取りました。壱岐市民を代表し、心からお喜び申し上げます。

本3月会議の施政方針の中でも申し述べましたが、2月24日に市長特別表彰を執り行い、3つの個人、団体の皆さんを表彰させていただいたところでありますけれども、このところのスポーツ、芸術、文化、技能等の各分野における子供たちの活躍は目覚ましいものがあります。その能力の高さはもちろんのこと、それぞれが高い目標や志を持って、日々努力を重ねた賜物であり、今後のさらなる活躍を期待しております。

結びに、本会議において賜りました御意見等を十分尊重し、持続可能な壱岐市の将来に向けた市政運営に努めてまいりますので、今後とも議員各位、市民皆様の御理解御協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に際しての御挨拶といたします。大変、ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、令和4年壱岐市議会定例会3月会議を終了いたします。

午前11時28分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 山川 忠久

署名議員 植村 圭司